

「(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見及び当該意見についての事業者の見解

| 番号 | 市民の意見 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>提案</p> <p>港明用地開発事業をするに当り、この機会に周辺環境の見直し、整備をし、住みやすい町を創造する事を提案します。</p> <p>1. 中川運河沿いの用地より古くて見苦しい工場・倉庫等を立ち退かせ、名古屋港から笹島に至る 8km の公園化を図る。</p> <p>遊歩道、ウォーキングコース、ジョギングコースを整備し、荒子川公園の川沿いの桜並木のような名所を作る。</p> <p>2. 本宮町・寛政町・土古町の住人は東海橋かいろは橋の遠回りになるのを防ぐ為金船町バス停付近に人専用の橋を架け往来の利便性を良くする。</p> <p>3. 横堀り運河を埋め立て緑地帯(公園)にし、港区の緑地率を高め住みやすい環境を創造する。</p> <p>特に金船町バス停付近より西へイオン港店までの 3km を公園化すると良い。</p> | <p>本事業においては「中川運河再生計画」などにも留意して、港北運河沿いに散策などができる親水空間の整備など、可能な範囲で配慮してまいります。</p> <p>なお、事業予定地周辺の整備については、関係機関等が計画・整備していくものです。</p> |
| 2 | <p>「港明用地開発について」</p> <p>右大へん慶ばしい事と思います。</p> <p>名古屋市の発展・港区の発展のため一日も早く開発される事心より希望いたします。</p> <p>さて、資料の他福祉(老人福祉)ゾーン、学校(専門学校)医療関係ゾーンなどがあるとよいと思います。</p> <p>災害に強い地域・若者と老人とが協力し合って生活でき未来に夢がある地域として発展する事を希望いたします。</p> <p>末筆ながら東邦ガス様・三井不動産様の益々の発展心よりお祈り申し上げます。</p> | <p>頂きましたご意見も踏まえながら、「環境と省エネルギーへの取組みによる先進的なまちづくり」、「地域防災に資する災害に強いまちづくり」、「多様な人々が集い交流するにぎわいのあるまちづくり」を基本方針として、早期の事業実現に努めてまいります。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 3 | <p>なぜ、この事業が、配慮書の手続きを省略して方法書から始まるのか。国の環境影響評価法改正にあわせて、名古屋市環境影響評価条例の改正も平成 24 年 9 月 27 日に可決成立し、10 月 4 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されている。第 7 条(配慮書の作成等)、第 7 条の 2(配慮書の告示及び縦覧)、第 7 条の 3(配慮書の周知)、第 7 条の 4(配慮書についての意見の提出等)、第 7 条の 5(配慮書についての市長の意見等)、第 8 条(事業計画の検討)「事業者は、配慮意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第 7 条の 4 第 1 項の意見に配慮して、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えるものとする」が追加されている。確かに方法書は平成 25 年 3 月 22 日提出とあり、附則：第 3 条「新条例第 7 条から第 8 条までの規定は、施行日前に…方法書を提出している対象事業については、適用しない。」とされており、形式的にはこれでいいことになるが、既に条例は確定しており、逆に、附則：第 11 条「施行日以後に事業者となるべき者…は、…施行日前において新条例第 7 条から第 8 条までの規定の例による計画段階配慮その他の手続を行うことができる。」と自主的に配慮書の手続きを行うことが出来ることまで規定されている。あわてて駆け込み申請をして配慮書の手続きを省略するような姿勢は許されない。少なくとも中央新幹線のアセスのように、改正された市アセス条例を準用して、配慮書の手続きから開始するべきである。</p> <p>また、配慮書から手続きをするように、名古屋市からの指導はなかったのか。</p> | <p>港明用地においては、これまで土地の有効活用のための検討を重ねてまいりました。本事業計画は、「名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例」(平成 24 年名古屋市条例第 61 号)の公布前には概ね特定しており、その計画を基に環境影響評価方法書を作成し、名古屋市に提出したものです。</p> |
| 4 | <p>p 5 「ガスと電気の併用方式」では予測・評価できない。大気汚染にとって最悪の場合はどんな場合がどの程度あるかを明記しないと、それに合わせた調査方法への意見がだせない。</p> | <p>環境影響評価方法書 p 7 の図 2-4-3 エネルギー施設 (A, B) の基本フローに示すとおり、大気質に係る都市ガスを使用する機器は、ガスエンジン発電機及びガス吸収冷温水機を予定しています。大気質の予測に当たっては、機器の最大の稼動状況等を検討して予測条件を設定し、環境影響評価準備書に記載する予定です。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 5 | <p>p 5 「運河水を間接的に熱利用することにより、運河水自体の水質には影響を与えない方式」という表現はおかしい。水質には温度が含まれている。水質汚濁防止法では、第一条（目的）「この法律は、…公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、」とされ、第二条（定義）第2項で「特定施設」は「化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目…に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものである」要件を備えるものとされている。こうしたことから、発電所のアセスメントでは温排水の予測・評価は不可欠なものとされている。また、p 82 の水質予測：供用時：熱源施設の稼働：予測事項で「熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響の程度」をあげており、水質の一環としてとらえている。</p> | <p>本事業の運河水利用では、汚濁物質は排出せず、熱のみを利用する計画であり、水質の項目で「熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響の程度」を予測します。</p> |
| 6 | <p>p 5 「エネルギー供給対象は…今後の状況に応じて、他地区への供給も検討する。」は具体的にはどんなことを考えているのか。施設規模の拡大まで考えているのかなど、方法書に対する意見が出せるような計画を示すべきである。</p> | <p>現時点では、本事業予定地内のみの供給を前提としていますが、今後、エネルギーを受け入れていただける施設がある場合、関係機関との協議も行い、他地区への供給も検討します。</p> |
| 7 | <p>p 6 土地利用計画図には、縮尺を入れるべきである。</p> | <p>100mのスケールバーを記載しておりますが、スケールは約 1/5,000 です。</p> |
| 8 | <p>p 6 エネルギー施設AとBは道路を隔てただけで隣り合っているが分割する意味はあるのか。</p> | <p>エネルギー施設AとBはJR貨物名古屋港線により隔てられた位置関係にあります。本事業は1期と2期に分け、段階的に整備を行う計画で、エネルギー施設Aは1期工事で建設しA区域へエネルギー供給を行う計画です。また、エネルギー施設Bは2期工事で建設し、B区域へエネルギー供給を行う計画です。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 9 | <p>p 6 開発関連区域として、A 区域と B 区域の間にある J R 貨物名古屋港線との交差部 3 ヶ所は、高架なのか、地下道なのか。また、A 区域の東側にある部分は何なのか。p 9 の道路計画、工事計画などから、いずれも地区内幹線道路と推定されるが、なぜこのように開発関連区域という曖昧な単語を用いるのか。</p> | <p>J R 貨物名古屋港線との交差部のうち南側 2 箇所は現在もアンダーパスとして存在します。北側の 1 箇所の構造等は関係機関と協議中です。また、A 区域の東側にある部分は既存道路です。</p> <p>開発区域は開発行為の範囲であり、開発関連区域は、開発区域外で開発行為と関連して道路などの整備を行う区域のことです。</p> |
| 10 | <p>p 8 開発事業の概要の地域・地区が、※ 1 「現在の用途地域の状況を記載している」とあるが、開発のじゃまになるので、将来的に用途地域を変更する予定なのか。</p> | <p>用途地域の変更はないと聞いております。なお、用途緩和の手法については、現在、名古屋市と協議中です。</p> |
| 11 | <p>p 8 開発事業区域面積約 31.2ha には、これらの「開発関連区域を除く」としてあるが、何を意味しているのか不明である。</p> | <p>都市計画法第 4 条第 12 項に係る開発面積が約 31.2ha であり、開発関連区域（環境影響評価方法書 p 6 図 2-4-2 参照）の面積は含まないことを示しています。</p> |
| 12 | <p>p 8 開発事業の用途毎の土地の面積には、それぞれの用途毎の駐車場面積・台数を入れるべきである。このままでは環境に悪影響を与える自動車交通がどの程度かが判断できず、方法書への意見が不十分となる。</p> | <p>それぞれの用途毎の駐車場面積や台数は検討中であり、関係機関と協議の上、環境影響評価準備書に記載する予定です。</p> |
| 13 | <p>p 9 「地区内幹線道路を整備する。」「事業予定地内の外周道路（江川線、中川運河東線など）」とあるが、具体的な路線位置、幅員を示すべきである。「通過交通の流入の回避、商業来街車両の滞留対応、住宅地への緩衝緑地の確保などを考慮した道路形状とする。」がどのように実現できているかを判断し、方法書への意見提出に必要である。</p> | <p>地区内幹線道路及び事業予定地内の、外周道路（江川線、中川運河東線など）に接する部分の考え方については、現在関係機関と協議中であり、計画内容は環境影響評価準備書に記載する予定です。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 14 | <p>p 11 土地利用の事前配慮で、環境負荷の低減について「公共交通機関及び主要市道からの適切なアクセスが出来る計画とする。」とあるが、開発区域内での自動車交通需要抑制、地区内幹線道路は流入交通を排除する構造とすることを追加すべきである。</p> | <p>土地利用における自動車交通については、環境と交通負荷の両面に配慮した、適切な構造を検討してまいります。</p> |
| 15 | <p>p 12 建設時の配慮で、生活環境の保全について「その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。」とあるが、資料7騒音に係る規制：特定建設作業に係る騒音の基準（資-20）であきらかなように、規制基準値だけではなく、作業時間（深夜禁止）、1日の作業時間（10、14時間未満）、作業期間（連続7日未満）、作業日（日曜、休日でないこと）について、特定建設作業と同様に「規制基準を遵守」することにすべきである。</p> | <p>「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成15年名古屋市条例第15号）（以下、「名古屋市環境保全条例」という）に基づく特定建設作業に係る騒音の基準に従い、用途地域にかかわらず、適切な工事計画を立案します。</p> <p>なお、その他の作業における作業時間・作業期間・作業日については、今後の施工計画の中で配慮してまいります。</p> |
| 16 | <p>p 12 建設時の配慮で、生活環境の保全について、工事関係車両の走行による公害の防止で、走行ルート分散化、安全走行、アイドリングストップしかないが、使用する工事車両の選定基準を定めるため、愛知県の「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を遵守することを追加すべきである。</p> | <p>工事関係車両については、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づいて、可能な限り対応してまいります。</p> |
| 17 | <p>p 12 建設時の配慮で、生活環境の保全について「事業予定地の土壌汚染の状況及び土壌・地下水浄化対策等の状況を踏まえ、工事計画の策定を行う。」とあるが、カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンの6物質が環境基準を超えて検出されていた事実があるのだから、どのような工事計画を策定するかを明記すべきである。例えば、掘削を最低限とするため深い基礎工事が必要な高層建築はやめるとか、掘削土砂は土壌分析をするなどが必要である。</p> | <p>工事計画については、現在検討中の施設配置計画とあわせて検討し、土壌については、土壌の項目で予測・評価します。</p> |
| 18 | <p>p 14 供用時の配慮で、生活環境の保全（交通安全の確保）について「道路沿いには歩道状空地を配し、歩車分離を図る。」とあるが、まず、歩道状空地とはどのようなものか、その幅員はどれくらいかなどを明記すべきである。</p> | <p>歩道状空地は、「道路に沿って設ける歩行者用の空地」です。幅員については現在検討中であり、今後詳細を詰めてまいります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 19 | p 14 供用時の配慮で、生活環境の保全（交通安全の確保）について、p36 自転車断面交通量で A 区域東側の江川線で平日 2,236 台という現状と、昨今の自転車利用拡大に対応するため、専用の自転車道を設置する計画とすべきである。 | 事業予定地内に専用の自転車道を設置する計画はありません。なお、駐輪場の位置等、自転車を利用される方へも配慮した計画を検討してまいります。 |
| 20 | p 15 供用時の配慮で、環境負荷の低減（自動車交通）で「交通渋滞の防止」「公共交通機関の利用促進」しかないが、「通過交通の排除、自動車交通需要抑制」を追加し、その内容を示すべきである。 | 供用時における自動車交通については、環境と交通負荷の両面に配慮した、適切な計画を検討してまいります。 |
| 21 | p 15 供用時の配慮で、環境負荷の低減（水資源）で「地上部仕上材の検討により、地下水の涵養、地表面からの蒸散の促進を図る。」とあるが、地上部仕上材を具体的に、駐車場、歩道、車道にわけ、どのように仕上げるのかを明記すべきである。 | 地上部仕上げの考え方は、環境影響評価準備書の緑地等の中で記載する予定です。 |
| 22 | p 16 供用時の配慮で、環境負荷の低減（地球環境）で「搬送動力の低減」とあるが、具体的には何をするのか不明である。大温度差送水システム、低温送風空調システム、空気調和用搬送エネルギー効率化システムなどで考えられるが、すべてなのか、その温度差をどれぐらいにするのかなどを明記すべきである。 | 搬送動力の低減とは、空調システムにおいて、温度差や制御方法等の検討により、ポンプや送風機関係の電気使用量を削減することで、今後の設計において検討を行ってまいります。 |
| 23 | p 44 関係法令：規制基準等で（カ）地盤について、恒常的な地下水揚水規制しかふれていないが、今回の事業に関係する可能性のある地下水ゆう出を伴う掘削工事についての規制内容をこの部分で記載すべきである。資料-10 には「ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78cm ² を超える場合、地下掘削工事施工に係る届出が必要」とだけは記載してあるが、もっとも大事な「第 79 条 地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、また、届出すればすむのではなく「第 81 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。」、最後に市長の責務（地下掘削工事に係る指導）として「第 82 条 市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。」の 3 点を追加記載する必要がある。 | 本事業は、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm ² を超える設備を用いて、ゆう出水を伴う掘削工事を施工しようとする場合、名古屋市長に關係事項を届け出るとともに、同条例を遵守し、進めてまいります。なお、この旨は、環境影響評価準備書に記載する予定です。 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 24 | <p>p 45 関係法令：規制基準等で（キ）土壌で、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法の一般的な規定と、「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。」ことだけが、記載されているが、この開発予定地は要措置区域の規定が出来る前に、カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンの6物質が環境基準を超えて検出され、対策を実施してきたことから、要措置区域の指定がされていないだけであり、要措置区域並みの事実があったことを明記すべきである。p 56 の自然的状況：③土壌汚染と資料 14 に示すだけでは不十分である。</p> | | <p>A及びB区域は、「名古屋市土壌汚染対策指導要綱」（平成11年名古屋市）、C区域は「名古屋市環境保全条例」に基づくとともに、「名古屋市土壌及び地下水汚染対策検討委員会」の助言を受けて、土壌、地下水の調査、並びに浄化対策を進め、すべての区域において、平成24年2月までに対策工事を終了しています。</p> |
| 25 | <p>資料-14 未踏査エリアといいながら、現況建物がなくなっている部分がある（p 17 現在の事業予定地内の建物等の立地状況）。この部分はもう土壌調査を実施してしかなるべき。</p> | | <p>A区域には、ゴルフ練習場など、現在、営業・利用されているエリアである未調査エリアがありますが、今後、現況施設の解体と合わせて調査を行います。また、現在検討中の施設配置計画等とあわせて工事計画を検討し、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市の指導を受けながら、適切な対応を図ってまいります。</p> |
| 26 | <p>土壌調査の考え方で、調査区画図で平面図はあるが、それぞれの深さ別調査位置を示すべきである。</p> |  | <p>なお、土壌は、環境影響評価項目に選定しており、環境影響評価準備書で予測・評価してまいります。</p> |
| 27 | <p>汚染当時の土壌調査結果を具体的に示すべき。「A：用地中央部等に集中、B：低濃度で比較的浅い」だけでは不十分である。</p> | | |
| 28 | <p>対策効果で「すべての観測井戸で基準適合を確認している。」とあるが、観測井戸の平面的位置、観測対象地下水の水位を示すとともに、基準適合という表現ではなく、測定値そのものを示すべきである。*C地域について、たった3行の調査結果では何も分らない。A,B地域と同様に、調査地点位置と深さ、観測井戸の位置と深さと、対策結果の測定値を追加すべきである。</p> | | |
| 29 | <p>p 56 自然的状況：土壌汚染で、人為的汚染がいかにも自然的要因であるかのような扱いなので、この部分に自社の操業による土壌、地下水汚染を含めるべきではない。 また、「A及びB区域の一部には・・・基準不適合土壌が残置している」とある内容を正確に、その位置、容量、どの項目が基準をどれだけ超えているかを明記すべきである。</p> | | |

30 p 57 自然的状況：地下水では、環境基準不適合が「港区・・・各年度に 1 地点、熱田区・・・23 年度に 3 地点」という状況を、それぞれの位置、不適合項目などを記載し、自社の操業による土壌、地下水汚染の影響が周囲に及んでいないかを検討し、追記する必要がある。

環境基準不適合が確認された位置、不適合項目は以下のとおりです。

| 測定年度 | 調査地点 | 測定項目 |
|-------------|------------------|------|
| 平成 19～23 年度 | 港区川間町 | ほう素 |
| 平成 23 年度 | 熱田区古新町 (3 地点) | ふっ素 |

なお、ほう素、ふっ素については、事業予定地の操業状況等の過去の土地利用等の経緯において、使用履歴はありません。

31 p 57 自然的状況：地下水では、「調査対象区域では、地下水調査は行われていない。」とあるが、意識的な汚染隠しである。文意や出典からすると、この部分は名古屋市が毎年、水質汚濁防止法に基づき調査している「地下水の水質常時監視」であるが、例えば 23 年度結果は、3 種類の調査を含んでいる。

(1) 概況調査 (ア・定点調査：同一地点の経年変化を 6 地点、イ・メッシュ調査：市域の全体的な状況を把握するため、新たに選定した 27 地点)、(2) 定期モニタリング調査 (汚染の継続的な監視：過去の概況調査 (メッシュ調査) 等で環境基準を達成しなかった 17 地区 29 地点、事業者からの報告等で汚染が判明した 9 地区 15 地点)、(3) 汚染井戸周辺地区調査 (平成 23 年度の概況調査において環境基準を達成しなかった 1 地区 2 地点及び事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した 7 地区 28 地点) とであり、汚染井戸周辺地区調査もこの地下水調査の一環であり、平成 13 年 3 月 28 日に「名古屋市は、東邦ガス株が実施した地下水調査の結果、環境基準を超過した全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの 4 物質について、旧港明工場跡地の周辺にある 3 地点の井戸で 2 月 15 日に調査を実施した」と記者発表している。10 年以上前に発覚したが、その対策が平成 24 年 2 月までかかっている (p56)。この事業予定地について重要な事実をこの部分で正確に記載すべきである。

環境影響評価方法書 p 57 では、「平成 19～23 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市) を整理しました。資料-14 (環境影響評価方法書 p 資-33) に

おいて記載した、平成 13 年 2 月 15 日に名古屋市が実施した地下水調査結果は以下のとおりです。全 3 地点において、全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの 4 物質は検出されませんでした。

| | 単位：mg/L | | |
|---------------------------------|----------|----------|--------|
| | 1 | 2 | 3 |
| 調査地点 | 熱田区八番二丁目 | 港区いろは町 | 港区七番町 |
| 調査日 | 2月15日 | 2月15日 | 2月15日 |
| 旧港明工場跡地からの距離 | 北800m | 西450m | 北東450m |
| 地下水使用用途 | 工業用 | 工業用 | 工業用 |
| 井戸のストレーナー位置 | 不明 | 136～155m | 不明 |
| 全シアン 環境基準 検出されないこと | ND | ND | ND |
| 鉛 環境基準 0.01 mg/L 以下 | ND | ND | ND |
| 砒素 環境基準 0.01 mg/L 以下 | ND | ND | ND |
| ベンゼン 環境基準 0.01 mg/L 以下 | ND | ND | ND |

注：「ND」は検出下限値未満

出典：名古屋市

ホームページ

| | | |
|----|--|---|
| 32 | p 65 道路交通騒音の状況が平成 20 年度と古すぎる。名古屋市がこの程度の調査しかしていない問題は残るが、十分な現地調査が必要である。特に市道江川線は都市高速道路の工事により、大きな被害が出ている。その状況を正確に把握する必要がある。 | 道路交通騒音の現地調査は、環境影響評価方法書 p 93 に示す 10 地点において、平日・休日の 24 時間調査を行う予定です。 |
| 33 | p 72 環境影響評価項目で、掘削土の土工については、水質・底質、地下水、土壌、廃棄物等が選定されているが、大気質の粉じんも選定すべきである。p 73 の環境影響評価項目の選定理由でも、土壌について「掘削等の土工に伴い、基準不適合土壌の飛散等の影響が考えられる。」と土壌の飛散を対象としており、大気への粉じん飛散が当然考えられる。 | 大気質の粉じんについては、大気質の「現況施設の解体及び熱源施設・新施設等の建設」で、予測・評価します。 |
| 34 | p 74 環境影響評価項目として選定しなかった理由で、地形・地質、地盤で「地下構造物は限られ、地下掘削工事は少なく、(地形・地質への) 地下水位及び周辺地盤への影響を与えない工法を採用することから、影響は小さいと考えられる。」とあるが、「地下構造物」、「地下掘削工事は少なく」ということが具体的にどれだけの掘削量なのかなどを事業計画で明記すべきである。高さ 31m 以下の中低層とはいえ、その基礎は大きなものとなる。また、地形・地質、地下水位及び周辺地盤への影響を与えない工法とは何を考えているのかも明記すべきである。その上で項目に選定するかどうかを判断すべきである。 | 地下階を設けない計画で、地下構造物はピット等に限定し、地下掘削工事をできる限り少なくする方針です。現在検討中の施設配置計画とあわせて工事計画を検討し、周辺へ影響を与えない工法の考え方については、環境影響評価準備書の施工計画に記載する予定です。 |
| 35 | p 75 大気質の調査：現地調査：交通量の調査事項で、自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）だけとなっているが、自動車の排出係数は走行速度に大きく影響されるため、現実の走行速度を調査すべきである。 | 自動車交通量現地調査に合わせて、走行速度も調査します。 |
| 36 | p 76 大気質の予測：工事中：工事関係車両の走行：予測条件で「自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数」とあるが、どのような出典に基づくどのような値を用いるのかを明記すべきである。これでは方法書への意見が出せない。p 77 供用時：新施設関連車両の走行についても同様に出典を明記すべきである。 | 排出係数は、「道路環境評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠」（平成 24 年 国土交通省）などの最新の知見に基づき、設定します。 |
| 37 | p 77 大気質の予測：供用時：熱源施設の稼働で、予測時期を「熱源施設の稼働が定常状態となった時期」としているが、p 5 エネルギー施設の概要で、「エネルギー施設（A、B）は、ガスと電気の併用方式による地域冷暖房施設の導入を計画」しており、その使用割合の想定を示し、最悪の時期での予測を行うべきである。 | エネルギー施設（A、B）で、都市ガスを使用するガスエンジン発電機、ガス吸収冷温水機において想定される最大のガス使用量を設定し、予測・評価を行います。 |
| 38 | p 78 騒音の調査：現地調査：交通量の調査事項で、自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）だけとなっているが、自動車の騒音は走行速度に大きく影響されるため、現実の走行速度を調査すべきである。 | 自動車交通量現地調査に合わせて、走行速度も調査します。 |

| | | |
|----|---|--|
| 39 | <p>p 79 騒音の予測：工事中：建設機械の稼働の予測時期で「I 期工事については、A 区域及びC 区域の地理的状況も考慮する。」は意味不明であり、意見も出せない。地理的状況がどうなっているから、どのように考慮するのか明記すべきである。なお、p 81 振動の予測：工事中：建設機械の稼働の予測時期も同様である。</p> | <p>本事業予定地は、平面的に広がりがあり、建設機械の稼働による騒音、振動予測において、建設機械の稼働台数のピーク時期が、必ずしも北側住宅地の近いところで工事が行われない時期やC 区域の工事が行われていない時期となる場合も考えられることから、予測時期の設定においては、建設機械の稼働台数だけでなく、工事が行われる場所も鑑み、予測時期を設定する計画です。</p> |
| 40 | <p>p 80 振動の調査：現地調査：交通量の調査事項で、自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）だけとなっているが、自動車の振動は走行速度に大きく影響されるため、現実の走行速度を調査すべきである。</p> | <p>自動車交通量現地調査に合わせて、走行速度も調査します。</p> |
| 41 | <p>p 82 水質の予測：工事中：掘削等の土工：予測項目で「水素イオン濃度、浮遊物質、ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物」としているが、平成 13 年 3 月 28 日の名古屋市記者発表によれば「東邦ガス㈱が実施した地下水調査の結果、環境基準を超過した全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの 4 物質について、旧港明工場跡地の周辺にある 3 地点の井戸で、2 月 15 日に調査を実施した」とあり、掘削により、安定していた土壌が攪乱されこれらの物質が再溶解してくることが予想されるため、全シアンについても予測対象とすべきである。</p> | <p>全シアンについては、平成 24 年 2 月までに実施した対策工事によって、土壌及び地下水の基準値以下であることを確認しており、予測対象としていません。</p> |
| 42 | <p>p 82 水質の予測：供用時：熱源施設の稼働の予測条件に「放流温度、放流量」があるが、それを評価するための現状水温の調査が意識的に省かれている。水温は春、夏、秋、冬と変化するため、この地点の 1 年間を通した運河水の温度変化を現地調査すべきである。現地調査を 3 ヶ月で終わらせたいために、現状水温の調査を無視するのは許されない。</p> | <p>港北運河と中川運河の合流地点の上流約 600m に名古屋市が継続的に毎月調査を行っている調査地点（東海橋）があり、既存資料調査を行う計画としています。</p> <p>なお、既存資料調査地点と港北運河の水温の関連性を確認するために、調査予定期間内に現地調査を行います。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 43 | <p>p 83 地下水の予測：工事中：掘削等の土工：予測項目で「汚染土壌による地下水への影響」は曖昧すぎる。水質や土壌と同様に項目を具体的に示すべきである。最低限、全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの4物質は必要である。</p> | <p>「土壌汚染対策法」、「名古屋市環境保全条例」等に基づき、汚染土壌による地下水への影響がない工法を採用し、工法の考え方については、環境影響評価準備書の施工計画に記載する予定です。</p> |
| 44 | <p>p 83 土壌の予測：工事中：掘削等の土工：予測項目で「ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物」としているが、名古屋市記者発表によれば、「東邦ガス㈱が実施した地下水調査の結果、環境基準を超過した全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの4物質について、旧港明工場跡地の周辺にある3地点の井戸で、2月15日に調査を実施した」とあり、全シアンについても予測対象とすべきである。</p> | <p>全シアンについては、平成24年2月までに実施した対策工事によって、土壌及び地下水の基準値以下であることを確認しており、予測対象としていません。</p> |
| 45 | <p>p 84 景観の調査：現地調査：調査方法で「主要眺望点からの写真撮影」とあるが、どんな規格のどんなレンズを用いるのかを明記すべきである。人間の静視野は左右約60度、上下約50度であり、それに近い写真撮影をするには、6×7版カメラ75mmレンズを使用することが望ましい。</p> | <p>「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」(平成12年環境庁)などで、「人間の静視野は、一般に60°とされており、これは35mmフィルム28～35mmレンズで撮影した写真に近い」とされています。主要眺望点からの写真撮影は、これを参考に実施する計画です。</p> |
| 46 | <p>p 85 廃棄物等の予測：工事中・供用時とも：予測条件で「廃棄物等の発生原単位」とあるが、それぞれ、どのような出典に基づくどのような値を用いるのかを明記すべきである。これでは方法書への意見が出せない。</p> | <p>工事中に発生する廃棄物等については、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」(平成16年、社団法人建築業協会)や「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成24年、社団法人日本建設業連合会)に記載されている廃棄物の種類毎の原単位等を、供用時については、「事業用建築物における廃棄物保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準」(平成21年、名古屋市)に記載されている用途毎の廃棄物発生原単位などに基づき設定する計画です。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 47 | <p>p 88 日照障害の予測：存在時：熱源施設・新施設の存在の予測項目で「日影の範囲、日影となる時刻及び時間数」とあるが、予測面の高さは、地表面なのか、地表面上 1.5m なのか、4m なのか、6.5m なのか明記すべきである。これでは方法書への意見が出せない。</p> | <p>予測面の高さは、以下の理由より、平均地盤面からの高さ 4m とする計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 及び B 区域の北側地域の第一種住居地域、C 区域の東側地域の準工業地域及び第一種住居地域は、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）の日影規制に準じます。 ・ A 区域東側の商業地域、B 及び C 区域西側の工業専用地域のように日影規制がない区域は、類似の用途区分である近隣商業地域又は準工業地域を参考にします。 |
| 48 | <p>p 93 環境騒音・振動調査地点が、事業区域内であるが、この事業が周辺地域へどのような影響を与えるかを予測・評価するのだから、事業区域外に設けることを基本とするために追加すべきである。なお、事業区域内といえども、地点 A、B などは、住宅整備の計画であるため、将来的な住環境を予測するために調査地点としておくべきである。</p> | <p>A, B, C 区域に隣接する地域の環境騒音・振動の調査地点は、騒音・振動に係る環境影響を受ける恐れがある事業区域外の住宅地などの近傍で、予測地域を代表する地点として、選定しています。</p> |
| 49 | <p>p 94 景観調査地点の眺望方向には、視角を追加して、人間の静視野と同程度かどうかを判断できるようにすべきである。</p> | <p>環境影響評価準備書において、景観予測における視角の考え方を記載します。</p> |

「(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見及び当該意見についての事業者の見解

(名古屋市環境影響評価条例第12条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見に該当しない意見)

| 番号 | 市民の意見 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 参1 | <p>日当たりが悪くなると思います。</p> <p>まず第一に、照明をつける時間が長くなり、電気代がより高くなってしまからです。</p> <p>第二にベランダで野菜を育てる時、日光がないと、あまり育たなくなるからです。</p> <p>これらの意見を通して、僕は、この計画に反対します。</p> | <p>「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」による日影規制を遵守します。</p> |
| 参2 | <p>この事業の土地は、もともと汎太平洋博覧会や戦時中の軍事工業用地として、安く提供されたものであり、操業中は公害発生源として、地域住民への多大な迷惑と健康被害の基となっていました。</p> <p>これらの事実を今後の開発に充分反映すべきである。ましてや、所有者が勝手に儲けのためだけに活用することは賛同できません。こうした事実を踏まえ、地域住民の参加する、地域住民の意見に添う開発事業にすべきです。でなければ、この土地は名古屋市に返還すべきです。</p> <p>以上を基本にすえて、私の意見</p> <p>「にぎわい交流ゾーン」「特定テーマゾーン」を取りやめ、大半の用地は公害発生源から環境を改善する地域として、港の森とすること。広域避難場所、津波避難場所、万が一住民が被災したときなどに仮設住宅用地などとして転用できる、用地活用、整備をすることを求めます。</p> <p>「にぎわい交流ゾーン」「特定テーマゾーン」は、車の流入を大幅に増やし、環境を悪化し交通事故、ぜん息患者を増やします。この周辺には商業施設が多く、これ以上の商業施設の設置を地域としても望まれていません。環境基準を守ることは当然として、現状より悪くしない、現状より改善することを具体化すること。交通事故対策は特別に必要であり、また、この事業によるぜん息患者の新たな増加には、医療費保障などの企業責任を明確に定めること。</p> <p>「環境保全のための措置」</p> <p>「環境影響をできる限り回避又は低減します」ではとても、この事業に賛同できません。地域住民に賛同されない施設は、地域に愛されない施設の設置には未来はありません。</p> <p>環境改善のための具体的取り組みを明記すること。</p> | <p>本事業の事業予定地は「名古屋市都市計画マスタープラン」(平成23年12月)において、大規模未利用地を活用して都市機能の集積を図る地域として位置づけられています。</p> <p>また、本事業の基本方針としては、</p> <p>I. 環境と省エネルギーへの取組みによる先進的なまちづくり</p> <p>II. 地域防災に資する災害に強いまちづくり</p> <p>III. 多様な人々が集い交流するにぎわいのあるまちづくり</p> <p>としており、新たな賑わいや交流等に資する良好な都市環境を創出していくことを目的としています。</p> <p>なお、環境影響評価につきましては、「名古屋市環境影響評価条例」に基づく、適切な手続きを行ってまいります。</p> |